

公益財団法人東電記念財団

平成 28 年度 国際技術交流援助 募集要項
(海外渡航、滞在)

1. 援助の趣旨

公益財団法人東電記念財団は、我が国の産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、電気・エネルギー分野の研究への助成、およびこの分野の国際技術交流援助、また、同分野における産業技術を発展させる意欲を持った大学院学生への奨学金給付を行っております。

このうち「国際技術交流援助事業」は、電気・エネルギー関連の産業・生活に係わる技術の向上を目的とした国際会議での研究成果発表や共同研究の打ち合わせを始めとする、様々な形で国際技術交流を支援いたします。

このために広く公募を行い、厳正な審査・選考を行いますので、意欲的な若い研究者の皆さまの応募をお待ちしています。

《募集概要》

項目	上期募集	下期募集
実施時期	平成 28 年 8 月～平成 29 年 4 月 に実施予定のもの	平成 29 年 4 月～平成 29 年 10 月 に実施予定のもの
援助内容	渡航・宿泊・会議登録費の一部	
採択件数	10 件程度	10 件程度
申込締切日	平成 28 年 5 月 31 日 (火) 24:00 (WEB 応募)	平成 29 年 1 月 31 日 (火) 24:00 (WEB 応募)
採択決定	平成 28 年 7 月中旬 (予定)	平成 29 年 3 月中旬 (予定)
贈呈時期	原則として渡航月の約 1 ヶ月前	

2. 援助対象分野

電気・エネルギー分野（これに関係する環境分野を含む）の産業・生活に関わる技術を向上させる明確な意図を持った調査・研究、成果発表、共同研究などのための海外渡航・滞在費の一部を援助いたします。

※留学・インターンシップは援助対象外です。

3. 申込資格および条件

- (1) 日本国内の大学もしくは同等の研究機関の若手研究者、あるいは、応募時点で大学院学生であること。(学部生は対象外)
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日時点で 40 才未満であること。

- (3) 過去に本援助を受けたことがない方。
- (4) 現在、当財団の他の助成を受けていない方。
- (5) 本年度、当財団の他の募集に応募していない方。(同一年度内に当財団の他の募集との併願はできません。)
- (6) 同一研究室からの同一会議・訪問先への渡航は、一件に絞ること。
- (7) 渡航者本人が申し込むこと。

4. 推薦（申込書式最終頁参照）

渡航内容を理解する大学教授級、または所属機関長級の研究者（いずれも論文共著者は除く）等による推薦が必要です。推薦者は自筆による署名、捺印をお願いいたします。

なお、推薦書も審査の対象となります。

5. 援助内容

援助内容は、別表1の援助金費目表のとおりです。申込書を基に別表2の渡航先別援助額基準を基に事務局で決定します。

※援助金は、原則として所属機関への奨学寄附金扱いとさせていただきますが、所属機関の間接・共通経費は助成の対象といたしません。(学生の方など、寄付受入が不可能な場合のみ個人口座への送金も可)

※援助費目表以外の支出につきましては、援助対象外とさせて頂く他、剰余金が発生した場合には、援助後であっても返金頂きます。

(別表1) 援助金費目表	
渡 航 費	Web等で入手可能な割引航空券を参考に査定します。 (空港使用税および燃油代を含む)
宿 泊 費	渡航先に関わらず、上限一泊9千円とします。
会議登録費	会議ホームページ上の早期エントリー提示額を円換算したもの。
援助対象外	国内・現地移動費、食費、所属機関日当、旅行保険等

(別表2) 渡航先別援助額基準	
北米・南米・欧州	20万円以内
オセアニア	15万円以内
アジア・ハワイ	10万円以内
その他・滞在研究	上記の金額を参考に事務局で決定します。

6. 申込方法

ホームページ (<http://www.tmf-zaidan.or.jp/>) から研究者 ID を取得し、ログイン後は画面の指示に従って手続きしてください。(過去に ID を取得されたことがある方は、そちらをご利用ください。)

7. 申込締切日

上期分 平成 28 年 5 月 31 日 (火) 24:00

下期分 平成 29 年 1 月 31 日 (火) 24:00

8. 審査方法と結果通知

審査委員会において厳正に審査し、上期分については平成 28 年 7 月中旬に、下期分については平成 29 年 3 月中旬に決定し、採否結果を応募者本人に通知いたします。

審査は、以下の点を考慮し、総合的に評価します。

- (1) 国際技術交流の内容に科学的、技術的価値が認められるもの。
- (2) 国際技術交流により得られる成果、与える成果が大きいと期待できるもの。
- (3) 国際技術交流の遂行に当財団の援助金が真に有意義な資金となるもの。

なお、審査過程や結果に関するお問い合わせには回答致しかねますので、ご了承ください。

9. 受給者の責務

- (1) 採択された場合は、当財団と覚書を締結し、これに基づき国際技術交流を実施して頂きます。ただし、国際学会への研究発表論文の受理など、渡航の実施条件があるものについては、条件が整った後に覚書を締結いたします。
- (2) 贈呈後、渡航中止となった場合は、全額返金して頂きます。
- (3) 贈呈後、渡航日数に変更があった場合は差額を返金して頂きます。(日程変更による採択後の増額はいたしません。)
- (4) 国際技術交流の成果について、終了後に完了報告書および会計報告書を提出して頂きます。会計報告書には、援助費目に該当する領収書もしくは所属機関が作成押印した差引簿を添付して頂きます。
- (5) 剰余金が発生した場合は、返金して頂きます。
- (6) 交流の目標や達成結果を当財団のホームページで公開することがあります。ただし、知的所有権の関係上公開したくない部分については、申し出に応じて取り扱いを協議します。
- (7) 当財団の成果報告会等で報告していただくことがあります。
- (8) 研究内容の知的所有権について、当財団は主張いたしません。

10. 個人情報の取り扱いについて

応募書類から得た個人情報は、審査および事務局内統計資料作成・応募者本人および推薦者への連絡作業のみに使用いたします。

また、本人の同意なく、採択後の情報公開(採択者名・題目・研究概要[本要項 9 (6) 参照])目的以外に公表することはありません。

11. お問い合わせ先

事務局： 〒100-0006
東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 12 階
電話番号: 03-3201-2659
E m a i l: tmfinfo@tmf.tgn.ne.jp
U R L: <http://www.tmf-zaidan.or.jp/>